

第 22 期 第 4 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月13日(月) 14時00分～15時00分
- 2 開催場所 日高振興局 4階 講堂
- 3 出席委員 大澤晃弘 神田勉 逢山義幸
中村敬 梶川徹 坂本好則
小松伸美 浦川聡 深根英範
山孝俊 住野谷張貴 中村義弘
- 4 欠席委員 佐藤勝 安田司 駿河秀雄
- 5 事務局 (日高振興局) 水産課長 澤田和明
漁政係長 橋本雄太郎(途中出席)
漁業管理係長 服部匡倫
技師 山田誠
- (日高海区漁業調整委員会) 事務局 相川英毅
主 事 長 奥野功暉
- 6 議事事項
議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)
議案第2号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)…振興局所管分
議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)…本庁所管分
- 7 報告事項
(1)定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
(2)秋さけ定置漁業の漁獲状況等について
(3)北海道太平洋海域における赤潮被害について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

相川事務局長 | ただいまから第22期第4回日高海区漁業調整委員会を開催します。
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 | 今期、第4回目の当委員会開催のご案内を申し上げましたところ、皆様方には、師走で何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
昨年から続いてきたコロナ渦は、やっと落ち着き見せ、社会経済活動も徐々に元の姿に取り戻しつつありますが、新たな変異株の心配もございます。
一方では、本日の報告事項にもありますが、9月から、日高

から根室までの太平洋沿岸において、深刻な赤潮漁業被害が発生しており、関係漁業者の経営に大きな影を落としています。原因の解明や、対策の構築が急がれるところと考えます。

また、本年の管内秋さけ定置漁業は、漁獲量が、1, 228トン、金額は12億3千3百万円という、過去に経験のない非常に厳しい結果に終わり、今後の資源回復を切に願うばかりでございます。

本日の委員会の議題は、「北海道資源管理方針の一部改正」など知事諮問案件4件のほか、報告事項3件となっております。

皆さまには、慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会のご挨拶といたします。

今日はよろしくお願いいたします。

相川事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

大澤会長

それでは、これより議事に入ります。

人員の報告をいたします。本日の委員会には、委員15名中、12名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規定により、私から指名させていただきます。小松委員と浦川委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「北海道資源管理方針の一部改正について」並びに、議案第2号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」知事から諮問されておりますが、両議案は関連がありますので、事務局から一括して内容を説明させます。よろしく願います。

相川事務局長

「北海道資源管理方針の一部改正」と「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明いたします。

始めに、資料1の諮問文をご覧ください。議案第1号に係る諮問文となっております。漁業法第14条第10項において準用する第4項の規定により意見を求めるものです。

恐縮ですが、資料2の諮問文をご覧ください。こちらは議案第2号の漁獲許容量TAC配分に係るもので、法第16条第5項において準用する第2項になり、諮問としては別立てとなっております。

資料1にお戻りください。まず、北海道資源管理方針の一部改正について説明します。北海道資源管理方針は、漁業法に基づき資源管理に関する基本的な事項を知事が定め、昨年12月1日に公表されております。めくっていただき、別紙1でございますが、知事が公表します改正案が載っております。横版の資料1-1をご覧ください。「北海道資源管理方針新旧対照表」でご説明いたします。1ページ目、下線部分、第1資源管理に関する基本的な事項、1漁業の状況の年度、生産量及び生産額の数字を時点修正いたすものでございます。次に、2

ページ目をご覧ください。別紙1-1さんまの、第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等、(2) 漁獲量の管理の手法等の②について、知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から、つまり、知事管理漁獲可能量の85%以上で、クロマグロは70%以上となり、それを公表した日からは、陸揚げした3日以内を期限内に漁獲報告を求めるとしていたところですが、3日以内の後ろに、「行政機関の休日は、算入しない」を追加するものです。これは、改正される国の資源管理基本方針に整合を図る改正でございます。さんまのほか、同じ記載のある、3ページ以降のまいわし、くろまぐろ、すけとうだら、ずわいがにについても、それぞれ、同様に追加いたします。なお、資料1-2は改正後の方針全文となっております。

続きまして議案第2号の諮問事項について説明します。

資料2をご覧ください。「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」ですが、令和4年1月1日から12月31日での管理期間となります、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3つの特定水産資源になります。諮問文の次の別紙1でございますが、知事が公表します案が載っております。

詳細につきまして、説明してまいります。それでは、資料2-1「令和4年のTACについて」をご覧ください。これは、11月16日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量、いわゆるTACの当初配分で、北海道に定められた数量など概要を示したものです。上の段、さんまについて、全国の漁獲可能量についてですが、令和3年2月の北太平洋漁業委員会NPFCCで採択された保存管理措置を踏まえ、6月の令和3管理年度漁獲可能量の変更時と同じ数値とされています。なお、令和4年3月に北太平洋漁業委員会が開催される予定であり、ここで新たな資源管理措置が採択された場合は、改定となる可能性があります。

資料2-2【さんま】をご覧ください。これは道における配分の考え方を記載した資料ですが、①として、国から配分された数量を道東太平洋海域及びオホーツク海海域とその他の海域に配分、管理し、②として、知事許可漁業であるさんま漁業に数量配分し、③として、待網漁法である定置網漁業等のその他漁業は現行水準とします。④として、配分された18,300トンのうち、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠5,000トンについては、全てさんま漁業に配分します。⑤として、この5,000トンを控除した13,300トンについてのさんま漁業とその他漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率、さんま漁業96.58%により配分します。これら数量は、令和3管理年度の変更後と同じ数量です。

再度、資料2-1にお戻り願います。まあじ、まいわしについてですが、それらの資源状態、最大持続生産量、漁獲可能量は、ご覧のとおりで、北海道への数量は、まあじは現行水準、まいわしは31,200トンとなっております。

次に、資料2-3【まあじ】をご覧ください。道における配

分の考え方を記載した資料ですが、まあじへの配分はこれまで同様、現行水準となっています。国から北海道に示された数量が現行水準であるため、海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績が記載されておりますが、近年3ヵ年の最大では、令和1が393トンの実績となっており、道南太平洋海域の待網漁業による採捕量が全道採捕量のほぼ全てを占める状況となっております。

次に、資料2-4【まいわし太平洋系群】をご覧ください。国から北海道に示された31,200トンのうち、海域は区分せず、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用やロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる火光を利用する敷網試験操業へ25,000トン配分、その他漁業は、道南太平洋海域の待ち網漁業での採捕が大半を占めますが、現行水準とし、これまで同様の取扱となります。なお、火光を利用する敷網試験操業への配分は、令和3配分実績と、知事管理漁獲可能量の減少率13%から算出した数量を計画数量として配分されます。また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績が記載されておりますが、近年3ヵ年の最大では、平成31年・令和元年の22,672トンとなっております。

資料の2-5については、令和3年と令和4年の配分量の比較についてを示しておりますので、ご確認ください。

最後に、参考資料の「令和2年12月諮問別紙2」につきまして、昨年諮問し、承認いただいておりますが、まいわしにつきまして、国の資源管理基本方針に基づく国の留保からの配分に伴う数量の変更による、また、都道府県間または大臣管理区分と都道府県との間の融通による数量の変更については、全量を北海道漁獲可能量へ配分すること、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応できることとするにつきまして、変更無く、継続となりますので、ご報告します。

なお、参考として、各魚種の資源動向やTAC配分についての根拠数値等、国からの資料を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

諮問内容の説明につきまして、以上でございます。

大澤会長

ただいま説明ありましたが、皆さんから、まず、ご質問を伺います。何方かいらっしゃいませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご質問等が無ければ、議案第1号並びに議案第2号は、それぞれ諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。

続きまして、議案第3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」振興局所管分、並びに議案第4号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期

服部 漁業管理
係長

間等について」本庁所管分について知事から諮問されております。両議案は関連がありますので、日高振興局から一括しての内容説明となります。よろしくお願いいたします。

日高振興局水産課漁業管理係長の服部でございます。それでは、関連します議案3号及び4号について、私の方から説明させていただきます。

まずは、資料3をご覧ください。こちらは振興局が所管してきます、なまこを目的とした小型機船底びき網漁業、ほっきがいなどの貝類を目的とした小型機船底びき網漁業、及び潜水器漁業の3つの漁業許可に係る制限措置等に係る諮問文となります。これら3つの許可は、来年3月末で現在の許可の有効期間が切れるため、今後新たに制限措置等を公示する必要があることから、今回日高海区漁業調整委員会に制限措置等の内容について諮問するものです。

2ページをご覧ください。こちらがなまこを目的とした「小型機船底びき網漁業」の制限措置等の案となります。内容については、昨年と変更ございませんが、順に説明させていただきます。左から(1)漁業種類として小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(なまこ)、(2)操業区域としましては、日高管内のなまこを対象とした共同漁業権が設定されている第一種共同漁業権の区域としています。(3)漁業時期については、北海道漁業調整規則などで定められている禁止期間以外のうち、行使承認証に記載された期間としています。(4)許可等をすべき船舶等の数については、従来 of 操業実態を基本としてそれぞれ設定しております。(5)船舶の総トン数については、5トン未満としています。(6)漁業を営む者の資格については、日高管内に住所を有する者であること及びそれぞれの共同漁業権区域の行使承認を有する者としています。申請すべき期間につきましては、令和4年2月1日から令和5年3月31日までとすることを考えています。

続きまして、3ページは貝類を目的とした小型機船底びき網漁業、4ページは潜水器漁業の制限措置等の案となっております。この2つの許可につきましても、制限措置の設定の考え方については、先ほど説明しました、なまこを目的とした小型機船底びき網漁業と同様の考えで設定しております。また、昨年と変更もございません。申請すべき期間につきましても、同様に令和4年2月1日から令和5年3月31日までとすることを考えています。

続いて資料4をご覧ください。こちらは、本庁が所管分している、道内者を対象とした北海道沖合太平洋海域における小型さけ・ますはえ縄漁業に係る制限措置等に係る諮問文となります。日高管内においては、小型さけ・ますはえ縄漁業の操業実績者はおりませんが、日高管内沖合海域が操業区域に含まれていることから、今般諮問するものです。

2ページをご覧ください。こちらが小型さけ・ますはえ縄漁業の制限措置の案となります。日高管内において当該漁業の操業実績者はおりませんので、内容については簡単に説明させて頂きませんが、制限措置である漁業種類、操業区域、漁業時期、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格については、従前と変更

ございません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、従前14隻であったところ、1隻廃業により13隻とすることとしています。申請すべき期間につきましては、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう、令和4年2月1日から同年3月1日までとする予定でございます。

説明は以上でございます。

大澤会長

ただいま説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご意見等が無ければ、議案第3号並びに議案第4号については、それぞれ諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告事項(1)「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」、日高振興局から説明願います。

服部漁業管理
係長

それでは、報告事項1の「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告」について説明いたします。

報告資料1と記載された資料をご覧ください。この報告は、漁業法改正に伴って新しく規定されたものとなりますので、まず、この報告の根拠について説明させていただきます。昨年12月1日に施行されました漁業法第90条において「漁業権者は、その有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を知事に報告しなければならない。」とされており、知事は「海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」と規定されているため、今回報告を行うものです。今回報告の対象となる定置は、改正漁業法が施行された令和2年12月1日以降に漁業時期が終了する漁業権となりまして、日高管内では43件の対象漁業権があり、そのすべてにおいて報告があったところでありまして、4に記載しています漁業法施行規則第28条第3項の規定による報告事項に関する意見ですが、今回報告の対象となった漁業権については、改正漁業法の施行の12月1日以前に操業期間を終えていることから、その旨が記載されています。なお、次ページには報告のあった定置漁業権の一覧表が添付されてございます。改正漁業法においては、免許を受けた者は、漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるという規定が定められましたので、来年からは、漁業時期全体における報告された内容について漁場を適切かつ有効に活用しているかを確認することになります。

以上で報告について説明を終わります。

大澤会長

ただいまの報告に関して質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

続きまして、報告事項（２）「秋さけ定置漁業の漁獲状況等について」事務局から説明願います。

奥野主事

それでは、報告事項の２ 秋鮭定置漁業の漁獲状況について、説明させていただきます。

報告資料２－１、令和３年度秋さけ定置漁業の地区別・漁協別漁獲速報 昨年同期対比をご覧ください。この数字は、本年度の速報値ですが、一番下段、日高管内計としては、数量で１，２２８トン、前年比３７．７％、漁獲尾数は約３６万尾で前年比３８．８％、金額では、約１２億３千万円で、前年比４４．１％となり、昨年も不漁な年でしたが、昨年を大きく下回る結果となりました。また、地区別で見ると、えりも以東地区の数量が前年の１２０．１％、金額は１４５．５％ですが、えりも以西地区では数量は２４％、金額が２７．９％となり大幅な減少となりました。キロ単価については、１，００４円となり、昨年平均の１７％アップとなっております。次のページにて過去５カ年平均との対比を示しておりますが、管内全体としては数量、金額ともに昨年対比よりもさらに低いパーセンテージとなっている状況でございます。次のページの参考資料ですが、今報告しました日高管内秋さけの漁獲量、金額及び漁協別秋さけ漁獲量、金額について過年度との対比をグラフにしております。濃い青のラインがＲ３年度、水色のラインがＲ２年度、グレーのラインが過去５カ年平均を示しております。また、次のページは旬ごとの漁獲状況を対比したグラフを添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告資料２－２、Ａ３の一枚ものの資料をご覧ください。例年、同様の資料を提供させていただいておりますが、平成元年から令和３年までの旧漁協別の漁獲状況をまとめており、右側に数量、尾数、金額別の順位とキロ単価を記載しております。今年度は重量、尾数、金額すべて３番目と、とりまとめた年度の中で最低の数字となりました。単価につきましては、平成２９年に次ぐ過去２番目の高値となりました。

次の資料からは１１月３０日に開催されました北海道連合海区漁業調整委員会にて報告された事項について、報告いたします。報告資料２－３は、１１月２０日現在の全道の漁獲状況についての報告資料となります。漁獲尾数ですが、オホーツク海域では対前年比１２３．２％、根室海域では１１４．２％、えりも以東１０２．１％、えりも以西３２．１％、日本海海域では１００．５％となっており、全道総計で見ると、１０６．５％の１６６６万尾の漁獲となっております。

次の資料 Ａ４ 横の資料をご覧ください。１１月１０日現在のさけます捕獲採卵状況ということで中間報告からなものとなりますが、後ほどお目通し願います。

次の資料、Ａ４縦２枚ものの報告資料２－５をご覧ください。道総研さけます内水面水産試験場から令和３年前中期の秋サケ来遊数（暫定値）について、報告されました。１枚目の上段に表１にありますが、令和３年の前中期の秋さけ来遊数は１，７

93万尾となり、予測の114%、前年同期の104%となりました。めくりまして2ページ目「全道の年別年級別来遊数」の図1にあるとおり、昨年の最終来遊数をやや上回る数量となっており、年齢組成は平成29年に類似しています。また、図3は年級別年齢割合を示しておりますが、平成20年級以降、5年魚の割合が低下を続けていましたが、平成28年級では増加に転じる結果となったとのことです。

次の資料、A3横1枚もの報告資料2-6をご覧ください。これは11月10日現在 全国のさけ捕獲採卵漁獲速報になります。紙面中央右寄りの欄の沿岸来遊数は河川漁獲数と沿岸漁獲数の和を表したものですが、北海道は前年比103%となっておりますが、中段にありますとおり本州では40%ということで振るわない状況となっております。詳細は後ほどお目通し願います。

以上、簡単ですが、今漁期のサケの漁獲報告を終わります。

大澤会長

ただいまの報告事項に関して、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

続きまして、報告事項(3)「北海道太平洋海域における赤潮被害について」日高振興局から説明願います。

橋本漁政係長

北海道太平洋海域における赤潮被害について説明させていただきます、日高振興局水産課の橋本です。よろしくお願いたします。

資料は報告資料3になります。まず資料1についてですが、赤潮に関する情報を取りまとめた資料となっております。赤潮とは、植物プランクトンの増殖や集積によって、海水の色が変わる現象の総称と定義づけられております。赤潮により魚類に出る影響として現在考察されている内容が、資料中央に図示されております。プランクトンの作用により、魚類の鰓組織にダメージを与え、酸欠死にいたる、もしくは、植物プランクトンの大量発生により、水中の酸素が大量に消費され、酸欠が起こる。こういった要因が考察されておりますが、直接的な原因の特定には至っていないというのが現状でございます。今回大きな被害が報告されているウニに関しても、現在原因を調査中です。今回太平洋海域で発生した赤潮の原因プランクトンとして確認されておりますカレニア・セリフォルミスですが、ニュージーランド、ペルシャ湾、チュニジアなど世界中で確認されていること、低水温に耐性があり、低水温でも増殖できる可能性が指摘されていること、昨年、カムチャッカで発生した赤潮は本種を含むとされておりますが、詳細な生態等は不明であることが、わかっております。

続いて資料2ですが、今回の漁業被害を振興局ごとにまとめた資料となっております。日高から根室における全地区におきまして、現時点で約80億円の被害が出ております。そのうち9割がウニであり、続いてサケですが、サケについても7,400万円ほどの被害が確認されております。今後調査を進めていくに連れ、水深の深い部分に生息するツブ等の被害が判明す

る可能性があることを、右下に記載しております。振興局別の内訳でいきますと、現時点で被害が一番大きいのは釧路であり、全体の48%となっております。日高管内は約10%となっております。

続いて資料3ですが、振興局別の赤潮原因プランクトン、カレニア・セリフォルミスの検出最大値の推移をグラフにしたものです。十勝・日高につきましては、一時的に1mLあたり5,000細胞を超える高密度のプランクトンが検出されましたが、直近の調査では、ほぼ検出されていない状況となっております。釧路管内においても、10月中旬までは全地区中で最大級の密度が検出されていましたが、直近については減少傾向となっております。根室管内は、当初低密度でしたが、直近の調査では最大の270細胞を記録し、現在は減少傾向となっております。全体的に減少傾向ではあるものの、管内の漁協からツブやナマコなど継続的に被害があることを伺っておりますので、調査は今後も継続していきまるとともに、深い水深帯についての被害の全容解明に向け、動いていきたいと思っております。

続いて裏面の資料4になります。ここからは、道が主に講じた対策について説明させていただきます。まず、漁場緊急実態調査として、今回の赤潮による漁場環境への被害実態を把握するための調査について記載しております。調査場所は、日高から根室の被害発生漁協ごとの沿岸及び沖合です。まず沿岸域についてですが、各漁協の主要漁場から調査区域3定点を選定し、ダイバーによる目視、写真撮影による海底状況を記録します。ウニ、ナマコなどの水産資源のへい死状況を確認するとともに、枠取り調査などによって水産資源生物を計数します。調査は、環境コンサルタント会社に委託しておりまして、既に入札も済んでおり、今月中の調査実施に向けて現在動いているところでございます。沖合の調査については、ROVという水中カメラを用いた調査でございます。ダイバーの潜水調査が不可能な水深帯について、海底の状況確認を行い、必要に応じ採泥などの底質調査も実施する予定でございます。こちらは、現在行われている第4回定例道議会にて審議されており、決定後速やかに実施する予定となっております。これらで得られた調査結果は、速やかにとりまとめ、関係漁協を通じて漁業者のみなさまにも情報提供する予定でございます。

続いて、資料5でございます。こちらは、経営対策といたしまして、主に資金関係のものとなっております。漁業者に対する運転資金の融資といたしまして、漁業振興資金の特別資金を災害指定しまして、信漁連が利子助成を行い実質無利子化となっております。そのほか、真ん中の漁業近代化資金の償還猶予といたしまして、法廷償還期間内における償還猶予が可能となるよう道の実施方針を決定しております。最後に、種苗購入に係る漁業近代化資金の融資ですが、主にウニなどの放流種苗を購入する漁業者・漁協に対し、漁業近代化資金の融資を優先的に承認するといった措置をとっております。

次が資料6になりますが、ふるさと納税の代理受付の資料になります。赤潮被害地域の市町への支援の一環として、道が一括してふるさと納税の代理受付をするといった取り組みでございいます。管内6町全てに参加いただきまして、ふるさと納税総

合サイト「ふるさとチョイス」の災害支援のページを介して募集しております。浦河町は独自でふるさと納税を活用されていますが、そのような町も参加可能で、11月12日から受付を開始し、来年の2月末まで募集を予定しております。集まったふるさと納税は道で集約して、寄附者が指定した町にそのまま寄附交付する予定でございます。直近の状況ですと、先月末までに約500万円寄附金が集まっておりまして、現在も積み上がっている状況となっております。

そして最後に資料7になります。これは国の対策として、今、国の方でも協議されている補正予算で措置される内容となっております。内容といたしましては、大きく2本の柱からなっております。1つ目が広域モニタリング技術の開発、赤潮発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発、新たに確認された赤潮原因プランクトンの水産生物に対する毒性の影響等の調査、主に赤潮の原因やプランクトンの関係を解明するための漁場環境改善緊急対策事業となっております。そしてもうひとつが、漁場環境の回復をメインとした漁業者による岩盤清掃、ウニの移植、漁場環境の把握等の活動を支援する環境・生態系保全緊急対策事業となっております。今月下旬に閣議決定され、今後詳細な事業内容が明らかになり、実施に移る見込みとなっております。

以上で、説明を終わります。

大澤会長

ただいまの報告に関して、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

事務局から連絡事項はございますか。

相川事務局長

はい、次回の委員会の開催予定ですが、現在のところ、来年1月に開催を予定しています。あらためて日程の調整しご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

大澤会長

それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。
お疲れ様でした。

《 閉 会 》